

エコマーク商品類型 124「ガラス製品 Version2.0」認定基準案への意見と回答

	箇所	意見の要旨	回答
1	適用範囲	<p>当社は、旧基準「ガラス製品 Version1」の分類「D. 土木資材」で認定を受けている。新基準では分類「D. 土木資材」が削除され、商品類型 131「土木製品 Version1」の対象となっているが、同基準には、当社製品の主要用途である「軽量盛土」、「水質浄化材」、「防草材」、「防犯ジャリ」、「屋上緑化材」、「藻礁・魚礁」等の基準設定がない。「材料」として認定を受けられる基準設定、あるいは現「D. 土木資材」の基準適用が暫定的に期間延長されるよう希望する。</p>	<p>旧分類「D.土木資材」は、性能と安全性を確認する必要性が高く、ガラス製品としての評価だけでは不十分であるため、商品類型 131「土木製品 Version1」で取り扱うこととしました。旧分類「D.土木資材」の認定商品のうち「埋戻材」や「魚礁」など同商品類型の対象製品は、そちらでお申込下さるようお願いいたします。なおその際、当該商品を同商品類型の対象となっていない「水質浄化材」、「防草材」、「防犯ジャリ」などの用途にも販売される場合には、認定の区分(例えば、「埋戻材」として認定を受けていること)を明らかにして、消費者に誤解を与えないようにしてください。</p> <p>一方、ご意見にもとづき、旧分類「D.土木資材」の認定商品のうち、「防草材」、「防犯ジャリ」など性能と安全性を確認する必要性が低いものについては、新たに分類「G.その他のガラス製品」を設け、認定を行うこととしました。なお、ご意見の用途のうち、「水質浄化材」については、性能評価の手法が確立していないことから、対象外としました。「屋上緑化材」については、「建築製品」WG において基準への追加を検討中です。</p>
2	分類 D. 4-1.(1) ガラスカレット利用率	<p>フラットパネルディスプレイ(FPD)用基板ガラスのガラスカレット利用率(10%)は、TFT 液晶ディスプレイ用ガラス基板(以下、TFT 用ガラスに略)に対して妥当な基準でない。TFT 用ガラスでは、カレット使用による僅かなガラス成分の変動が、製造プロセスに重大な影響をもたらす恐れがある。重要なガラスの特性に関する仕様はミクロンまたはナノメートルレベルに制約されているものがあるので、製造ラインの生産性にも多大な影響を与える可能性がある。ガラス基板の組成は多様であるので、自社ガラスと互換性のないカレットを、分析・選別するシステムが確立していない現状では、他社カレットを原料として使用できない。さらに、TFT 液晶ディスプレイメーカーの TFT アレイ製造プロセスにおいて、カレットにより特性や品質が変化したガラス基板は、製造ロスとして非常に深刻な影響を与える恐れがある。TFT 用ガラスの表面は、液晶や複雑な電子デバイスが形成されるため、エッチングによってガラス基板から溶出した汚染物質がこれらに影響を与え、TFT 液晶ディスプレイの製造ラインに深刻なダメージを与える危険性がある。以上により、本カレット利用率の基準は TFT 用ガラスには妥当ではない。</p>	<p>「フラットパネルディスプレイ(FPD)用基板ガラス」については、カレットの利用が困難であることは十分に認識しておりましたが、急速に生産が伸びている分野であり、今後の技術発展も考慮して、公表案の適用範囲に加えたものです。ご意見を踏まえ、WG で再度審議した結果、回収カレット確保の問題以上に、技術的ハードルが余りにも高すぎると判断し、現時点では「フラットパネルディスプレイ(FPD)用基板ガラス」を対象から削除し、継続検討することとします。</p>